

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

都市部の介護従事者不足が深刻であることから、特に都市部の介護報酬の増額が必要。

特定施設事業者連絡協議会平成20年5月実施
会員アンケート結果より

- 「都市部にいくほど職員の採用が困難」と思うか
3事業所以上開設している23法人の回答

とてもそう思う	思う	思わない	わからない	計
7	8	6	2	23
30.4%	34.8%	26.1%	8.7%	100.0%

平成20年6月6日介護労働者の確保・定着等に関する研究会
雇用管理好事例事業所ヒアリング
株式会社ベネッセスタイルケア提出資料より

- 東京エリア、神奈川エリア、東海エリアが厳しい状況
□介護職欠員状況

	拠点	常勤	非常勤	準常勤	合計	1拠点
東京エリア	60	83	121	33	237	3.95
西日本エリア	18	23	0	9	32	1.78
城東・埼玉・千葉エリア	17	19	13	16	48	2.82
神奈川エリア	20	27	13	30	70	3.50
東海エリア	7	12	15	0	27	3.86
北日本エリア	4	0	1	2	3	0.75
合計	125	164	163	90	417	3.34

派遣分介護職労務費増加額 343百万円

- 都道府県別有効求人倍率

	全国平均	沖縄県	青森県	秋田県	高知県	北海道		三重県	岡山県	東京都	群馬県	愛知県
都道府県別 有効求人倍率	0.89	0.39	0.42	0.49	0.50	0.51	~	1.17	1.23	1.25	1.42	1.67

特定施設入居者生活介護の一単位の単価

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の格差は、10,720円〔特別区〕～1000円〔それ以外の地域〕(1.072倍)。
平均給与額、標準生計費等と比較して、介護報酬における人件費率を考慮しても、介護報酬の地域格差は過少。

■ 都道府県別平均給与額

都道府県別平均給与額の格差は、374,200円～227,400円 (1.65倍)。(単位：千円)

	全国計	東京	神奈川	大阪	愛知	京都		山形	岩手	宮崎	青森	沖縄
所定内給与額	301.1	374.2	334.3	325.7	316.0	308.9	～	236.8	233.4	230.6	229.1	227.4

■ 都道府県ごとの標準生計費

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

標準生計費の格差は、293,338円～158,945円 (1.85倍)。(単位：円)

	茨城	神奈川	山梨	東京	埼玉		鹿児島	宮崎	静岡	沖縄	和歌山
標準生計費 (4人世帯、月額、 平成19年4月)	293,338	281,810	273,070	258,010	255,820	～	202,160	190,824	189,162	168,940	158,945

■ 都道府県別最低賃金

都道府県人事委員会「給与勧告(参考資料)」

都道府県別最低賃金(時給)の格差は、739円～618円 (1.20倍)。(単位：円)

	東京	神奈川	大阪	愛知	千葉		青森	岩手	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	秋田	沖縄
平成19年度 最低賃金時間額	739	736	731	714	706	～	619	619	619	619	619	619	618	618

■ 生活保護基準

1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、1級地-1からそれぞれ較差を4.5%ずつとして設定(計22.5%)。

- 級地間較差(3級地-2を100とした場合)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	129.0	123.2	117.4	111.6	105.8	100.0

夜間看護体制加算の増額について

特定施設における医療ニーズの高まりを踏まえ、すべての特定施設において看護体制を充実させるため、夜間看護体制加算の増額をお願いする。

特に宿直・夜勤の看護師を配置する場合の加算の増額をご検討いただきたい。

■ 現状（2007年9月特定協独自調査）

夜間看護体制加算の算定状況 71.4%の施設で算定（N=573）

■ 課題

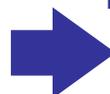
- ① 特定施設における入居者の重度化・医療ニーズの高まり（療養病床再編成など）を受け、看護体制の充実が必要。
- ② 正看護師の確保が困難な状況。
- ③ 夜間オンコール体制であっても、それに従事する看護師には、宿直に類似する継続的な負荷。
- ④ 宿直・夜勤の看護師を配置する場合であっても、夜間看護体制加算は同額。

■ 要介護者40名の特定施設が、宿直または夜勤の正看護師1名を配置した場合

20,000円～30,000円/日 ÷10円 ÷40人 ≒50～75単位

特定施設の総量規制

「三位一体改革」により、(混合型/介護専用型を問わず) 都道府県の特定施設に係る給付費の負担割合を増やすとともに、都道府県に特定施設の整備数量の規制権限が与えられた。



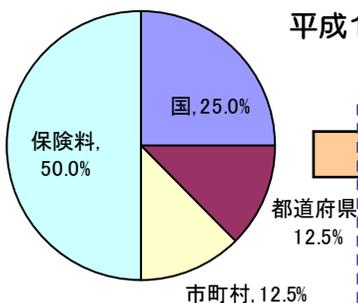
□ 総量規制の影響等により、新規に特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業者数は、平成18(2006)年度より鈍化

□ 都市部において、多くの地方自治体は特定施設入居者生活介護の指定を認めない。

平成18(2006)年
3月以前

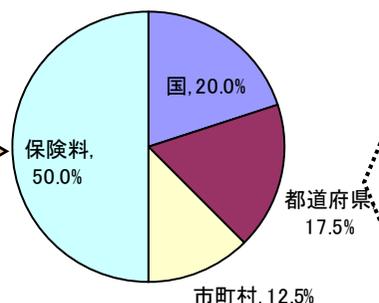
【施設等給付費】※1

※1: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、**特定施設**に係る給付費



平成18(2006)年
4月~

三位一体改革



都道府県が、介護保険事業支援計画において整備数量を定め、それを上回る場合には、指定申請があっても、指定しないことができる。

【居宅給付費】※2

※2: 施設等給付費以外の給付費

	政令指定都市
充足しているので認めない	12都市
公募により指定を認める (ただし平成20年度は募集済み)	5都市
指定を認める	0都市

平成20年1月 特定協調べ

これからの地域の高齢者介護における特定施設の役割

